

令和5年(す)第537号

決 定

上記の者に対する準強制わいせつ被告事件(令和5年(あ)第479号)について、令和5年8月8日当裁判所がした上告棄却の決定に対し、被告人から異議の申立てがあったが、この申立ては理由がないので、当裁判所は、刑訴法414条、386条2項、385条2項、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを棄却する。

令和5年 8 月 23 日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 今 崎 幸 彦

裁判官 宇 賀 克 也

裁判官 林 道 晴

裁判官 長 嶺 安 政

裁判官 渡 邊 惠 理 子

これは謄本である。

令和5年8月23日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 田村雅則

